一般社団法人日本看護系大学協議会　広報・出版委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第３５条に基づき、広報・出版委員会（以下、「委員会」という）の設置・運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第１条　委員会は看護に関する情報を会員校ならびに社会に向けて広報することで、看護学教育の発展を支えることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は広報関連の事項について審議する。その経過および結果等を理事会で報告するものとする。以下が委員会の所掌事項となる。

（１）日本看護系大学協議会ホームページ（以下ホームページとする）の運営方針を審議し理事会へ報告する。

（２）ホームページの維持管理を行う。

（３）本会の事業活動など、広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。

（本規程の改正）

第３条　本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則　この規程は、２０１１年１月１０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０１７年３月２０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０２６年７月９日から施行する。